

# 【令和8年度】岡山市商店街賑わいづくり支援事業 要項

## 1. 事業趣旨及び内容

商店街は、市民が買い物をする場としてだけでなく、街としての賑わい創出の場の提供や地域コミュニティの担い手としてなど、重要な役割を有しています。しかしながら、空き店舗の増加、来街者の減少、経営者の高齢化など様々な課題を抱えています。

本事業では、商店街の魅力を高め、商店街が抱える様々な課題の解消等に繋げていくことを目的として、商店街の活性化を図る取り組みに対し補助金を支給します。

## 2. 補助対象者

商店街振興組合、事業協同組合において組織される法人格を持った商店街組織又はその連合会

## 3. 補助対象事業・補助額・補助率 ※国等の補助金との併用はできません。

対象事業	補助率	補助限度額
商店会が実施する下記事業 (1)商店街への集客や店舗の売上増加に繋がる新たな事業 (2)商店街の情報発信・宣伝促進により商店街の認知度や魅力が高まる新たな事業	1/2	30万円

## 4. 補助対象経費

報償費、消耗品費、印刷製本費、役務費、通信運搬費、委託料、使用料、賃借料

## 5. 補助対象外経費

- ・個人給付的な経費(景品や参加賞など)
- ・備品の購入・設置に関する費用
- ・振込手数料
- ・許可申請に係る手数料
- ・公租公課(消費税及び地方消費税、健康保険料等)
- ・補助事業に直接関係のない経費
- ・その他市長が補助事業としてふさわしくないと認める経費

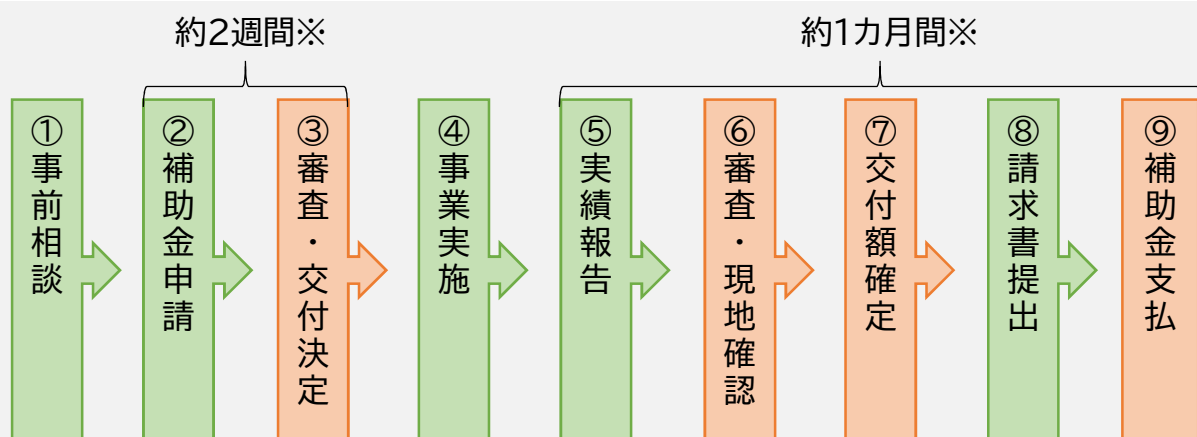
## 6. 申請期間

申請期間	令和8年4月1日～予算が上限に達し次第終了
事業実施期間	交付決定日から令和9年3月31日

## 7.提出書類

- 補助金申請時
  - ・補助金等交付申請書(岡山市補助金等交付規則の様式第1号)
  - ・事業計画書(様式第1号)
  - ・収支予算書(様式第2号)
  - ・見積書(明細が記載されたもの)
    - ※事業費が税込100万円以上の場合、同一エリアの商店会の会員又は会員(法人の場合はその代表者)が役員若しくは代表者である事業者から見積書を徴取する場合は2者以上からの見積書が必要です
  - ・市税滞納無証明書
  - ・定款及び名簿
  - ・事業計画決定までの経過を記録した議事録(理事会の議事録等)
  - ・その他事業実施に関する書類
- 事業実施～完了後
  - ・補助事業等着手届(岡山市補助金等交付規則の様式第4号)
  - ・補助事業等完了届(岡山市補助金等交付規則の様式第4号)
  - ・補助事業等実績報告書(岡山市補助金等交付規則の様式第5号)
  - ・事業実施報告書(様式第3号)
  - ・収支決算書(様式第4号)
  - ・請求書(明細が記載されたもの)
  - ・領収書(振込票の控え)の写し
  - ・その他事業実施に関する書類
- 補助金額確定後
  - ・補助金等交付請求書(岡山市補助金等交付規則の様式第7号)

## 8.申請の流れ



※ 必要書類が不備・不足なく提出されてからの目安期間です(申請状況等により期間は異なります)。

### ■ 申請・お問い合わせ先

岡山市産業観光局商工部産業振興課 商業振興係  
〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号  
TEL:086-803-1323  
MAIL:shougyou@city.okayama.jp

商店街支援はこちら➡

